

(住民税非課税の場合の)

小児慢性特定疾病医療費の所得の区分に係る調査書

令和 年 月 日

受給者氏名 _____

受給者住所 _____

保護者氏名 _____ 印 (受給者との関係: _____)

※受給者が加入する健康保険の被保険者ごとに、1枚ずつご記入ください。

私の令和元年中(平成31年1月1日 から 令和元年12月31日まで)の所得
(収入)は次のとおりです。

※該当する項目に○をつけてください。

1. 収入なし ()
※所得、収入がない方は () にどのようにして生計を維持しているかご記入ください。
2. 障害(基礎・厚生・共済)年金 等級 (級) 年額 () 円
3. 寡婦年金 年額 () 円
4. 遺族(基礎・厚生・共済)年金 年額 () 円
5. 特別児童扶養手当 年額 () 円
※児童手当、児童扶養手当は記入する必要がありません。
6. 障害児福祉手当、特別障害者手当、福祉手当 年額 () 円
7. その他(給与・アルバイト収入、工賃収入・雇用保険等)を受給している
年額 () 円
8. 仕送りがある。 年額 () 円

2から7に該当する方は、金額がわかる年金振込通知書や通帳の写し(名義と1年間の金額が確認できるもの)を添付してください。

下に記載するものを受給している場合は表面に記入してください

- 一 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）に基づく**障害基礎年金、遺族基礎年金及び寡婦年金**並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下この条において「法律第三十四号」という。）第一条の規定による改正前の国民年金法に基づく**障害年金**
- 二 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）に基づく**障害厚生年金、障害手当金及び遺族厚生年金**並びに法律第三十四号第三条の規定による改正前の厚生年金保険法に基づく**障害年金**
- 三 船員保険法に基づく**障害年金及び障害手当金**並びに法律第三十四号第五条の規定による改正前の船員保険法に基づく**障害年金**
- 四 国家公務員共済組合法に基づく**障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金**並びに国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法に基づく**障害年金**
- 五 地方公務員等共済組合法に基づく**障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金**並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法に基づく**障害年金**
- 六 私立学校教職員共済法に基づく**障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金**並びに私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済法に基づく**障害年金**
- 七 移行農林共済年金（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金をいう。）のうち**障害共済年金及び移行農林年金**（同条第六項に規定する移行農林年金をいう。）のうち**障害年金並びに特例年金給付**（同法附則第二十五条第四項各号に掲げる特例年金給付をいう。）のうち**障害を支給事由とするもの**
- 八 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）に基づく**特別障害給付金**
- 九 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に基づく**障害補償給付及び障害給付**
- 十 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号。他の法律において準用する場合を含む。）に基づく**障害補償**
- 十一 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）に基づく**障害補償及び同法に基づく条例の規定に基づく補償で障害を支給事由とするもの**
- 十二 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）に基づく**特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当**並びに法律第三十四号附則第九十七条第一項の規定による**福祉手当**